

議案第 9 号

富津市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について

富津市印鑑条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 4 年 2 月 2 1 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

外国人登録法が廃止され、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるための住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 2 1 年法律第 7 7 号）が施行されることに伴い、関連する条例の一部を改正するものである。

富津市印鑑条例等の一部を改正する条例

(富津市印鑑条例の一部改正)

第1条 富津市印鑑条例(昭和47年富津市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「記録」を「本市の住民基本台帳に記録」に改め、「又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により登録されている者」を削る。

第5条第1項第1号を次のように改める。

(1) 住民票に記載されている氏名、氏、名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、通称を含む。)の一部を組み合わせたもので表されていないもの

第6条第1項第2号を次のように改める。

(2) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、通称を含む。)

第9条中「若しくは外国人登録法」を削る。

第12条第6号中「、又は外国人登録原票が閉鎖され」を削る。

(富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の一部改正)

第2条 富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例(昭和48年富津市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「又は外国人登録原票に登録」を削る。

(富津市手数料条例の一部改正)

第3条 富津市手数料条例(平成12年富津市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中25の項を削り、26の項を25の項とし、27の項から34の項までを1項ずつ繰り上げる。

(富津市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第4条 富津市子ども医療費の助成に関する条例(平成22年富津市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により本市の外国人登録原票に登録され」を削る。

(富津市定住奨励条例の一部改正)

第5条 富津市定住奨励条例（平成23年富津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により本市の外国人登録原票に登録され」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。
（富津市印鑑条例の一部改正に伴う外国人に係る印鑑登録の調整）
- 2 施行日の前日において現に第1条の規定による改正前の富津市印鑑条例の規定により印鑑の登録を受けている外国人のうち、施行日において同条の規定による改正後の富津市印鑑条例第2条の規定に該当しなくなったことにより印鑑の登録を受けることができない者については、市長は、当該印鑑の登録を抹消するものとする。